社会福祉教育,実習2

日本社会福祉学会 第60回秋季大会

社会福祉士養成に伴う現状と今後の課題 4年制(通信課程)大学における社会福祉士養成に関する一考察

○ 東北福祉大学 氏名 佐藤 博彦 (会員番号 5895)

キーワード3つ: 社会福祉士養成 通信教育課程 実習教育

1. 研究目的

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」(平成 19 年法律第 125 号)の成立により、併せて、「社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程」における教育カリキュラム等の見直しが行なわれた。それに伴い社会福祉士養成校(4 年制大学)においても教育カリキュラムの変更が行なわれた。その中のカリキュラムである、「相談援助演習」「相談援助実習指導」について、実習を希望する学生の質の確保の視点から、自宅学習(個人学習)が中心で、スクーリング受講の時間数も限られている通学課程学生とは異なる、通信課程学生へ対する指導方法や指導体制および効果的指導内容について考察していきたい。

2. 研究の視点および方法

- (1)通信課程および通学課程における「相談援助演習」「相談援助実習指導」科目の 比較・検討をする。①面接授業時間数・面接授業での学習内容の確認および分析実施。 (通学課程は通常授業、通信課程はスクーリングとする)。②自己学習量とその学習 内容の確認・分析を行う。
- (2) 理解度についての確認方法の検討・分析を行う。①通信課程の養成カリキュラムの現状を整理する。②通信課程における CBT・ **OSCE** 導入の必要性・実施方法の検討を行う。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理指針に基づき実施した。

4. 研究結果

社会福祉士の養成に関して、既に「社会福祉士実習指導者講習会」が開催され、実習 指導者にも一定の指導能力が要求されることになった。そのことにより、同じように実 習生(養成校)側にも実習を受講する上で必要な一定の能力(指導能力・方法)が求め られことになったと言える。

実習生モデル(「自己成長モデル」「現状維持モデル」「保護モデル」)を考えた場合、「保護モデル」に該当する学生に対する指導が養成機関の責任として存在している。自宅学習が中心であり、面接授業受講の回数や時間も限られている通信課程学生に対して、CBT・OSCEの導入により一定の効果は期待できる。ただし、加えて更なる「個別指導」が必要であるということを今回の結論とした。「保護モデル」型学生の減少・消滅が養成校側の課題であり、特に「保護モデル」型学生に対する「相談援助実習指導」の具体

的指導内容・指導方法の確立が急務でありかつ必要である。「実習指導者」「実習生」「養成校」各々の資質の向上および連携方法が今後の社会福祉士養成において重要である。

5. 考察

「社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程」における教育カリキュラム等の見直 しが行われ、社会福祉士養成に関して、実習指導者および養成校教員にも指導をするに あたり、一定の資格要件が課されたところである。一定の指導能力を担保するために、 「実習指導者」に対しては、「社会福祉士実習指導者講習会」が、養成校教員に対して は、「社会福祉士実習演習担当教員講習会」が開催されている。

「社会福祉士相談援助実習」(以下、相談援助実習とする)は、学生・実習指導者・教員が連携し共通の目的・目標を持って進めていく必要がある。その結果、実習生は「相談援助実習」を実施することによって、経験を通しながら、一定レベルの知識・技術を修得していくことになる。

以上のことに関連して課題となるのが、「相談援助実習」を行う上での学生の知識・技術レベルである。もちろん、「相談援助実習」を通して知識・技術を修得していくのは当然のことである。ただし、「相談援助実習」を通して知識・技術を修得していくために重要となるのが、「相談援助実習」開始直前の学生自身の知識・技術レベルであるということができる。つまり、「相談援助実習」を通して知識・技術を修得していく能力を有しているかどうか、ということである。

「通学課程」における、「実習教育」においては、通常の「相談援助実習指導」や「相談援助演習」等の授業を通して学生は、知識・技術を修得していく。しかしそれに対し、「通信課程」で学ぶ学生は、「相談援助実習指導」、「相談援助演習」科目のスクーリング時間数が限られており、そこが「通学課程」の学生とは大きく異なっている部分である。限られた時間の中で、「通信課程」で学ぶ学生の知識・技術の修得度をどのように把握していけばよいのか、その手段・方法の確立が重要であると考える。例えば一例として、CBT・ OSCE の導入を試みようとしても、居住する地域が広範囲に渡る「通信課程」で学ぶ学生に対して、どのような教育指導方法を確立させれば、より教育効果を上げていくことが可能となるのかということ、そしてまた、「通信課程」で学ぶ学生の場合は、更に距離的な問題、経済的な問題等を含めてこの指導体制を考えていく必要があるということである。そして CBT・ OSCE の導入等に伴うシステム体制の構築も重要ではあるが、同じように重要なことが、学生個々に対する徹底した「個別指導」体制の確立であるということも忘れてはならない。これも、今後体制化していかなければならない重要課題であると言える。

実習生モデルの「保護モデル」に該当する学生に対する指導体制、内容が養成校側の 課題として存在しており、今後教育機関としての指導能力が問われていくと考える。そ の点を今後の研究の重点課題としていく。